

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等				
階	室名*注1	必要換気量 (m <sup>3</sup> /h)	換 気 方 式	換気設備機種名*注2	換気状況の評価*注3	判 定
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

注1) 中央式空調設備などで、複数室の外気取り入れをまとめて行い、それらを一括して評価する場合は、まとまりを構成する複数の室名を記入する。

注2) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注3) 換気状況の評価欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。

これに代わる方法として以下の確認等を行った場合には、その結果を記入する。

- 各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する。

- 外気取り入れ送風機の電流値を測定し、定格値と比較して矛盾がないか確認する。

- 中央制御盤等で、取り入れ外気量のモニターを行っている場合には、その計測結果に問題がないか確認する。

- 個別の換気設備では、その運転状況、フィルターの目詰まり状況、清掃状況などの目視確認を行い、問題点がないか確認する。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（A4）

測定年月日			測定機器 メーカー名			型式番号等		
室番(場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量(m <sup>3</sup> /h)	開口面積(m <sup>2</sup> )	測定風速 <sup>*注</sup> (m/s)	測定風量(m <sup>3</sup> /h)	判定
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 測定風速欄には、原則的に測定した箇所の平均風速を記入する。

別表3 排煙風量測定記録表（A4）

測定年月日	測定機器 メーカー名			型式番号等		
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量 最大防煙区画面積 $m^2 \times 1 \text{ or } 2 = m^3/\text{min}$		
2	排 煙 口					判 定
	階	室 名	排煙口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s)	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
3	排 煙 機					判 定
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s)	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	指摘なし・要是正
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無 有 ・ 無	予備電源又は直結エンジン 切り替え 指摘なし・要是正	5 排煙口配置・系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)			

注1) 測定風速欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。  
 注2) 原則として、排煙口の風量測定結果により判定を行うが、当該室の諸事情により  
 　測定を行うことが困難な場合は、当該排煙機の同一排煙系統で最大防煙区画面積に  
 　相当するエントランス、廊下、休止中の会議室等の排煙口を開設した後、排煙機の  
 　煙排出口風量のみを測定し判定を行う。  
 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、  
 　測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表4 非常用の照明装置の照度測定表（A.4）

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等	
光源の種類	最低照度の測定場所		最 低 照 度 (1 x)	判 定
白 熱 灯	階	部屋・廊下等		指摘なし・要是正
螢 光 灯				指摘なし・要是正
高 輝 度 放 電 灯				指摘なし・要是正

(別紙)

階 別	測 定 場 所	測 定 位 置 <sup>*注1</sup>	光源の種類 <sup>*注2</sup>	照 度 (1 x)

注 1) 測定位置欄には、例示として次のように「出入口付近」、「右壁中央付近」等と明記する。

注 2) 光源の種類欄には、白熱灯、螢光灯、高輝度放電灯の別及び電池内蔵のものにあっては、(内) と付す。